

出入国在留管理政策懇談会第 5 回会合 意見提出様式

委員名：マリオ・ロペズ

議題	退去強制業務について
意見	【質問】 1. 退去強制手続等を執った者の推移について 「退去強制手続等を執った者の推移」（資料 p. 2）によれば、10 か国の出身者が全体者数の 92% を占めている。なぜ、これら特定の 10 か国において、退去強制手続の対象者数がこれほど多いのでしょうか。また、出入国在留管理当局は、なぜこれらの国が多数を占めているのか、その背景を把握するために、どのような分析や調査のプロセスを実施しているのでしょうか。 （出入国在留管理庁回答） 退去強制手続等を執った人数の上位 10 か国の合計が全体の 92% を占めている理由については、詳細な分析を行ったわけではないので正確なお答えをすることは困難である。その上で、例えば、退去強制手続等を執った人数の上位 10 か国の大半が、在留外国人数の多い国・地域となっている（ベトナム（2 位）、タイ（11 位）、中国（1 位）、インドネシア（7 位）、フィリピン（4 位）、スリランカ（12 位）、ネパール（5 位））。 また、退去強制手続等を執った者の大半（約 76%）が不法就労を行っていたとみられることも改めて指摘したい。 2. 収容の状況について （1）退去強制手続に関するフローチャート（資料 p. 9）に関連して、以下の点について質問する。 ① 令和 6 年 6 月～12 月において、違反調査後の主任審査官による審査の結果、監理措置ではなく収容が行われた件数は

何件か。

② 同期間において、退去強制令書発付後の主任審査官による審査の結果、監理措置ではなく収容が行われた件数は何件か。

（出入国在留管理庁回答）

①及び②については、お尋ねのような形で統計を取っておらず、お答えすることは困難である。

（2）資料（p.3）によれば、2024年においては監理措置の導入にもかかわらず、被収容者数が「6か月未満」「6か月以上」のいずれの区分でも増加している。この点について、入管庁としてどのように要因を分析しているのか説明されたい。

（出入国在留管理庁回答）

令和6年末時点の被収容者数が前年と比べ増加した要因について、詳細な分析を行ったわけではないので正確なお答えをすることは困難であるが、令和2年に流行した新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために仮放免を柔軟に活用したことなどから、令和3年まで被収容者数が大きく減少したところ、同年以降、同感染症が収束に向かったことから、被収容者数がコロナ禍前に戻りつつあるのではないかと考えている。

一方で、コロナ禍以前と比べ、令和6年末の被収容者数は半分程度となっており、監理措置などの影響も考えられるが、集計時点において、改正法施行後から約7か月が経過したに過ぎないことから、監理措置の影響がどの程度あるか評価することは時期尚早であると思っている。

（3）3か月ごとの収容見直し制度に関し、資料（p.9）では2024年における監理措置決定の件数が10件に留まっているが、その理由について入管庁としての分析・評価を伺いたい。

（出入国在留管理庁回答）

監理措置の創設により、退去強制手続を受ける者については、主任審査官が、個別の事案ごとに、逃亡等のおそれの程度、収容により本人が受ける不利益の程度等を考慮し、収容するか監理措置に付すかを判断している。また、収容した場合でも、長期収容を防止する観点から、主任審査官が3か月ごとに収容の要否を見直し、収容継続と判断した場合には、出入国在留管理庁長官においても、その判断の適正を確認する仕組みを導入している。

この3か月ごとの収容の見直しにおいては、退去強制令書による収容が送還の確実な実施のためのものであることを踏まえ、被収容者の逃亡等のおそれの程度や収容による不利益の程度のみならず、被退去強制者の状況、とりわけ送還の見込みとの関係を十分に考慮し、収容を継続するか監理措置に付すかを検討している。

御指摘の「10件」は、主任審査官が諸般の事情を十分に考慮した上で、監理措置に付さず収容する旨の判断をして、かつ、3か月ごとの収容の見直しにおいても主任審査官が収容継続と判断したもののうち、出入国在留管理庁長官が監理措置に付することが相当と認め、監理措置決定すべきことを主任審査官に命じた件数であり、それ以外のもの、例えば、収容後3か月ごとの収容の見直しをする前に監理措置決定がなされたものの件数は含まれていない。

いずれにしろ、施行後、約6か月の数値であり、分析・評価をするには期間が短く、更に今後の状況を確認する必要があると考えている。

3. 送還停止効の例外規定について

「相当の理由のある資料」（資料 p. 11）に該当するかどうかの判断は、各地方出入国在留管理局で行われるものと理解している。その場合、地方局ごとに判断にばらつきが生じることのないよう、本庁として何らかの統一的な指針やガイドラインを示しているか伺いたい。

（出入国在留管理庁回答）

ご指摘のとおり、難民認定申請の際に提出された資料が、難民又は補完的保護対象者の認定を行うべき「相当の理由がある資料」に該当するか否かについては、その送還の可否を検討するに当たり、地方局の送還担当部門と難民等調査担当部門とが連携しながら、また入管庁本庁とも協議した上で、当該事案を担当する地方局全体で判断することとしている。

その際には、個別の事案ごとに、資料の内容や最新の出身国情報等の諸事情を考慮し、入管庁本庁とも協議の上で判断していることから、地方局ごとに判断のばらつきが生じるおそれは低く、統一的な指針やガイドラインを示すことはしていない。

4. 根拠に基づく政策立案について

日本政府は「安全で秩序ある正規の移住のためのグローバル・コンパクト（GCM）」に署名しており、以下の目標に基づく

政策立案が求められている。

- 目標 1：根拠に基づく政策立案のため、正確で構成要素に細分化されたデータを収集・活用すること
- 目標 17：あらゆる形態の差別を撤廃し、移住に関する理解を形成するため、根拠に基づく幅広い議論を推進すること

（1）GCM 第 33 段落においては、「不寛容、人種主義、外国人嫌悪、および移民やディアスポラに対するその他すべての差別」を防止する観点から、「根拠に基づく政策立案」の重要性が強調されている。

上記 3 に加えて、資料（p. 15）では、「ルールを守らない外国人により国民の安全・安心が脅かされている社会情勢」との記載があるが、これを裏付ける統計的根拠や実証データを政府として保有しているか明らかにされたい。

（2）資料（p. 16）に記載のある「2026 年中に新規受理した申請の 6 か月以内（平均）での処理を目指す」という目標に関連して、以下の点を伺いたい。

① 当該目標の達成時期はいつ頃を見込んでいるか。

（出入国在留管理庁回答）

2026 年中に新規受理した申請について平均 6 か月で処理することを目標としている。

② 2023 年および 2024 年に新規に受理された難民認定申請について、それぞれ平均何か月で処理されているか。

（出入国在留管理庁回答）

現時点ではお尋ねのような統計を取っていないため、お答えすることは困難である。不法滞在者ゼロプランの効果検証のため、2026 年中に新規受理した申請のうち、2026 年中に処理した案件については平均処理期間の統計を取る予定である。

③ 難民申請の審査は、原則として申請時期が古いものから順に処理するのが本来の在り方と考える。なぜ 2026 年中の新規申請分を特出し、平均処理期間の短縮を目標とするのか、その理由を示されたい。

（出入国在留管理庁回答）

不法滞在者ゼロプランのうち難民認定申請の審査の迅速化により、平均処理期間の短縮を図っていくことから、短期的な目標として 2026 年中に新規受理した申請の 6 か月以内（平均）の処理を掲げている。

④ 第 4 回会合別添 2 によれば、2024 年に結果が出た案件のうち少なくとも 201 件は 2017 年以前に申請されたものである。このような「長期未処理案件」が発生した背景には、どのような事情があるのか。また、こうした案件の再発防止に向けた具体的な取り組みについても伺いたい。

（出入国在留管理庁回答）

難民認定申請者数の増加に難民認定申請の処理数が追いついていないことが原因で御指摘の「長期未処理案件」が増加したと考えられる。

「長期未処理案件」を増やさないためには、誤用・濫用的な難民認定申請を抑制し、難民認定申請の迅速処理を図る必要があることから、不法滞在者ゼロプランのうち難民認定申請の審査の迅速化にしっかりと取り組んでまいり所存である。

【コメント】

国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプランについて

資料 15-16 ページでは、「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」に関する言及が見られる。近年、「ルールを守らない外国人」に関する「言説」が顕著に増加しており、これは主として「国民の不安」に応答するかたちで展開されている。こうした「言説」は、日本社会における外国人統合政策の一環として理解されがちであるが、実際には、日本に合法的に居住し、税や社会保険料を納付しながら生活する多くの外国人に対して、強い疎外感と不安感をもたらしている。

とりわけ問題となるのは、「ルールを守らない外国人」というイメージの過剰な一般化および流布である。「ルール」という語は、法律や条例といった法的規範にとどまらず、ごみ出しのマナーや公共空間での振る舞い、さらには電車内

での携帯電話使用に関するマナーなど、極めて広範な社会規範を含意する言葉である。このような曖昧かつ多義的な概念が「外国人」と強く結び付けられることにより、「外国人＝ルールを守らない存在」という偏見的図式が社会に定着する危険性がある。

このような構造の中で、有力者による発言が、外国人の「犯罪者化」を助長する役割を果たしていると考えられる。こうした「言説」は社会的な空気を形成し、とりわけ若年層に対する影響が顕著である。たとえば、近年インターネットでは、クルド人に対するヘイトスピーチや権力者による差別的発言により、「難民＝不法滞在者＝治安悪化の要因」というネガティブな認識が、若年層においても固定化しつつある現状が指摘されている。

少子高齢化する現代日本社会においては、このようなイメージの拡散は、将来において外国人と共に働き、生活を共にしていく世代にとって重大な障壁となり得る。また、労働力不足に対応するために外国人労働者や留学生の受け入れが加速している現状との間に明らかな矛盾が生じており、外国ルーツを持つ人々に対する社会的包摂を著しく妨げる要因となっている。現在進行している「外国人の犯罪者化」は、制度的には受け入れを進めながら、文化的・社会的には排除するというアンビバレントな移民統治の表象として理解されるべきであろう。

加えて留意すべきは、GCM 第 10-3 条「共通理解」の末尾では、次のように明記されている(p. 3)。

「さらには、移民に対して否定的な見方を生み出す誤った言説を一掃するために、すべての市民が、移住の利益と課題に関する客観的で証拠に基づく明確な情報にアクセスできるようにしなければならない。」

この文言は、現代社会における移民統治において、「言説」の形成が移民排除や差別の温床となり得ること、そしてそれを是正するためには、政府・メディア・有識者・教育機関を含む社会のあらゆる主体が、エビデンスに基づいた情報発信を担う責任を負うべきであることを示唆している。

とりわけ日本においては、有力者層が、市民が移民の合法・非合法を問わず、その背景や構造的要因について明確かつ正確な知識にアクセスする権利を有していることを、制度設計と世論形成の両面において認識する必要がある。現在、「ルールを守らない外国人」という「言説」が広く流布されているが、この議論が「ルール」の遵守を中心に構成される場合、その前提にはしばしば、「日本社会のルールは、日本で生まれ育った者にしか理解・内面化できない」とする

	暗黙の前提が含まれている。これは、社会的統合の可能性を出生や出自に結びつけるものであり、制度的包摂とは矛盾する構造を有している。しかしながら、日本において合法的に在留資格を有し、日常的に法を遵守して生活する多数の外国人の存在は、日本に生まれていない者であっても、社会規範を理解し、それに適応し、地域社会の一員として貢献し得ることを示している。彼らは、日本を一時的または長期的に「自らの居場所」としながら、文化的学習と制度的実践を通じて、日本人と同様に社会のルールを体得し、遵守しているのである。この点において、「移民はルールを守れない」というレトリックは、実証的根拠を欠いた「言説」であり、GCM の理念が指摘するように、それを正確な情報と知識によって是正する努力が、今こそ求められている。
--	--